

令和3年6月焼津市議会定例会提出議案及び議案等審議結果

<当局等提出議案>

承認案件4件、人事案件1件、予算案件2件、条例案件6件、一般案件5件、市長報告事件10件、監査委員報告事件4件で、合計32件。

<議員提出議案>

条例案件1件、意見書1件

当局提出による議案

議案番号	議案名 [ ]内は担当課	議案の内容	審議結果
認第5号	専決処分事件の報告及び承認について（令和3年度焼津市一般会計補正予算（第2号）） 【子育て支援課】	補正予算の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。 1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で低所得のひとり親の子育て世帯の生活支援に係る緊急対策として、歳入歳出それぞれ9,699万1千円の増額補正 2 専決処分日 令和3年4月8日	全会一致承認
認第6号	専決処分事件の報告及び承認について（令和3年度焼津市一般会計補正予算（第3号）） 【観光交流課】	補正予算の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大きな影響を受けた市内宿泊・観光施設の支援に係る緊急対策として、歳入歳出それぞれ3,350万円の増額補正 2 専決処分日 令和3年4月28日	全会一致承認
認第7号	専決処分事件の報告及び承認について（令和3年度焼津市一般会計補正予算（第4号）） 【子育て支援課】	補正予算の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。 1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で低所得のひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の生活支援に係る緊急対策として、歳入歳出それぞれ1億2,416万9千円の増額補正 2 専決処分日 令和3年5月13日	全会一致承認

<p>認第8号</p>	<p>専決処分事件の報告及び承認について（焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について） 【課税課】</p>	<p>地方税法の改正に伴い、固定資産税、軽自動車税等の規定についてそれぞれ所要の改正の必要が生じ、これを専決処分としたため、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。</p> <p>1 (1)固定資産税関係  ア 宅地等に係る固定資産税の負担調整措置等の継続(令和5年度まで)  イ 負担調整措置等により課税標準額が増加する土地の課税標準額据え置き及びその他固定資産税の特例措置の延長(令和3年度のみ)  (2)軽自動車税関係  ア 環境性能割の非課税期間の延長  イ 種別割の税率区分の見直し  (3)その他関係</p> <p>2 施行期日 令和3年4月1日</p>	<p>全会一致承認</p>
<p>認第9号</p>	<p>人権擁護委員候補者の推薦について 【くらし安全課】</p>	<p>人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 推薦しようとする者 向坂智子（むこうざかともこ）氏（新任）</p>	<p>全会一致同意</p>
<p>議第49号</p>	<p>令和3年度焼津市一般会計補正予算（第5号）案 【関係課】</p>	<p>歳入歳出それぞれ5,941万6千円の増額補正。歳出予算においては、移動手段を持たない障害者の新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に進めるため、接種会場までのタクシー代金を全額助成するための経費として455万3千円、また、本年10月24日執行予定の参議院議員補欠選挙に要する経費として5,486万3千円の増額をそれぞれ行うとともに、歳入においては、財源として見込まれる県支出金5,266万3千円及び財政調整基金取崩しによる繰入金675万3千円の増額を行う。 また、このほか債務負担行為の補正を行う。 補正後予算額532億7,700万4千円</p>	<p>賛成多数 原案可決</p>
<p>議第50号</p>	<p>焼津市消費生活センター条例及び焼津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について 【くらし安全課・地域福祉課】</p>	<p>焼津市消費生活センター及び焼津市福祉事務所の新庁舎への移転に伴い、位置の改正をしようとするもの</p> <p>1 改正の内容 位置を「本町五丁目6番1号（アトレ庁舎）」から「本町二丁目16番32号」に改正</p> <p>2 施行期日 規則で定める日</p>	<p>全会一致 原案可決</p>

議第51号	<p>焼津市税条例等の一部を改正する条例の制定について 【課税課】</p>	<p>地方税法の改正に伴い、個人市民税及び固定資産税について、次のとおり所要の改正を行おうとするもの</p> <p>1 改正の概要</p> <p>(1) 個人市民税関係</p> <p>ア 個人の市民税の非課税及び均等割額の税率の軽減の適用の判定要件の「扶養親族」の定義について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定</p> <p>イ 特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合における医療費控除の特例措置について、適用期限を5年間延長</p> <p>ウ 前年分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合における住宅ローン控除の特例について、入居の期限を令和4年末までに延長する等</p> <p>(2) 固定資産税関係 豪雨による浸水被害を防止するため、法令等に基づき事業者が設置した雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準額について、軽減する特例措置を規定</p> <p>(3) その他 地方税法の改正に伴い、条例中で引用している同法の条項の整理等を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 上記1(1)ウ及び(3)の改正 公布の日</p> <p>(2) 上記1(1)アの改正 令和6年1月1日</p> <p>(3) 上記1(1)イの改正 令和4年1月1日</p> <p>(4) 上記1(2)の改正 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日</p>	全会一致 原案可決
議第52号	<p>焼津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について 【総務課】</p>	<p>1 改正の内容 行政不服審査法施行令の改正に鑑み、審査申出書及び口述書について、提出者の押印を不要としようとするもの</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	全会一致 原案可決
議第53号	<p>焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 【市民課】</p>	<p>1 改正の内容 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、マイナンバー法の改正に伴い、マイナンバーカードの発行主体が市から地方公共団体情報システム機構に変更されるため、カードの再交付手数料に関する規定を削除しようとするもの</p> <p>2 施行期日 令和3年9月1日</p>	全会一致 原案可決
議第54号	<p>焼津市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 【道路課】</p>	<p>焼津駅北口駐車場の駐車料金について上限を設けようとするもの</p> <p>1 改正の内容 焼津駅北口駐車場の駐車料金について、焼津市小石川駐車場と同様に、24時間につき上限を600円と規定</p> <p>2 施行期日 令和3年7月1日</p>	全会一致 原案可決

議第55号	令和2年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事請負契約の締結について 【大井川港管理事務所】	地方自治法第96条第1項第5号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、請負契約の締結について、議会の議決を求めるもの 1 契約の目的 令和2年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約 3 契約金額 146,300,000円 4 契約の相手方 株式会社橋本組	全会一致 可決
議第56号	焼津市道路線の認定について 【土木管理課】	道路法第8条第1項の規定により、3路線を認定しようとするもの 開発行為による帰属に伴う認定 小土道東分譲地四号線ほか2路線	全会一致 可決
議第57号	焼津市道路線の変更について 【土木管理課】	道路法第10条第2項の規定により、1路線を変更しようとするもの 開発行為による帰属に伴う変更 大覚寺西宮線	全会一致 可決
議第58号	焼津市個人情報保護条例及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【総務課】	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法によるマイナンバー法の改正に伴い、条例中で引用しているマイナンバー法の条項の整理等を行おうとするもの 1 改正の概要 1) 焼津市個人情報保護条例 ア 国、地方公共団体等の関係行政機関において、マイナンバーを含む個人情報の照会・提供をオンラインで行う「情報提供ネットワークシステム」に関する国の所管が総務省からデジタル庁に変更されたことに伴い、市の実施機関が情報提供ネットワークシステムに記録された個人情報（情報提供等記録について訂正を実施した場合における通知の宛先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」（デジタル庁の長）に変更しようとするもの イ 条例中で引用しているマイナンバー法の条項の整理を行おうとするもの 2) 焼津市 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 条例中で引用しているマイナンバー法の条項の整理を行おうとするもの 2 施行期日 令和3年9月1日	賛成多数 原案可決

議第59号	図書館システム機器一式の取得について 【図書課】	地方自治法第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、図書館システム機器一式の取得について、議会の議決を求めるもの 1 取得する物品 図書館システム機器一式 2 取得の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約 3 取得金額 48,334,000円 4 取得先 株式会社静岡情報処理センター	全会一致 可決
議第60号	令和3年度焼津市一般会計補正予算(第6号)案 【関係課】	歳入歳出それぞれ7,585万6千円の増額補正。歳出予算においては、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費として462万円、感染症拡大防止資機材整備事業費として1,013万6千円のほか、水産業流通力強化総合支援事業費として3,765万9千円等の追加を行い、歳入においては、財源として見込まれる国庫支出金3,504万9千円の増額を行うほか、財政調整基金の取崩しによる繰入金4,080万7千円の増額を行う。 補正後予算額533億5,286万円	全会一致 原案可決
議第61号	水槽付き消防ポンプ自動車の取得について 【地域防災課】	地方自治法第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの 1 取得物品 水槽付き消防ポンプ自動車 2 取得方法 指名競争入札による契約 3 取得金額 35,200,000円 4 取得先 株式会社日消機械工業	全会一致 可決
報第4号	令和2年度一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について 【関係課】	令和3年度に繰り越した歳出予算の経費の地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告	了承
報第5号	令和2年度温泉事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について 【観光交流課】	令和3年度に繰り越した歳出予算の経費の地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告	了承
報第6号	令和2年度港湾事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について 【大井川港管理事務所】	令和3年度に繰り越した歳出予算の経費の地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告	了承
報第7号	令和2年度公共下水道事業会計予算の繰越計算書の報告について 【下水道課】	令和3年度に繰り越した建設又は改良に要する経費の地方公営企業法第26条第3項の規定による報告	了承

報第8号	令和2年度一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書の報告について【河川課】	避けがたい事故のため令和3年度に繰り越した歳出予算の経費の地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定による報告	了承
報第9号	焼津市土地開発公社の令和3年度事業計画について【管財課】	地方自治法第243条の3第2項の規定による報告	了承
報第10号	公益財団法人焼津市振興公社の令和3年度事業計画について【財政課】	地方自治法第243条の3第2項の規定による報告	了承
報第11号	一般財団法人焼津市勤労者福祉サービスセンターの令和2年度決算状況及び令和3年度事業計画について【商工課】	地方自治法第243条の3第2項の規定による報告	了承
報第12号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）【土木管理課】	地方自治法第180条第2項の規定による報告	了承
報第13号	株式会社焼津水産振興センターの令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画について【水産振興課】	地方自治法第243条の3第2項の規定による報告	了承
焼154-144号	令和3年2月分例月出納検査報告書【監査委員】	地方自治法第235条の2第1項の規定による報告。	了承
焼154-9号	令和3年3月分例月出納検査報告書【監査委員】	地方自治法第235条の2第1項の規定による報告。	了承
焼154-28号	令和3年4月分例月出納検査報告書【監査委員】	地方自治法第235条の2第1項の規定による報告。	了承
焼154-41号	令和3年5月分例月出納検査報告書【監査委員】	地方自治法第235条の2第1項の規定による報告。	了承

議員提出による議案

<p>発議案 第4号</p>	<p>焼津市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について</p>	<p>本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規程の整備を図る。併せて、行政手続等において、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しについて改正を行う。</p>	<p>全会一致 原案可決</p>
<p>発議案 第5号</p>	<p>女性差別撤廃条約選択議定書の批准にむけて我が国の司法制度の整備促進を求める意見書</p>	<p>選択議定書は、女性の人権保障の「国際基準」として、締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めている。日本においても選択議定書を批准することにより、性別による不平等の解消につながることを期待される。 しかし、女性差別撤廃委員会の見解や勧告が日本の判決と対立した場合、国内法の改正などを迫られる可能性があるとして、司法の独立性が侵されることが懸念される。そのため外務省主催により個人通報制度関係省庁研究会が継続的に開催されており、この制度の導入の可否について真剣かつ慎重に検討を進められている。よって、国会及び政府に対し、選択議定書の速やかな批准にむけて個人通報制度関係省庁研究会の検討促進を強く要望し意見書を提出する。</p>	<p>全会一致 原案可決</p>